

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 1 条に基づく
事業計画等説明会資料

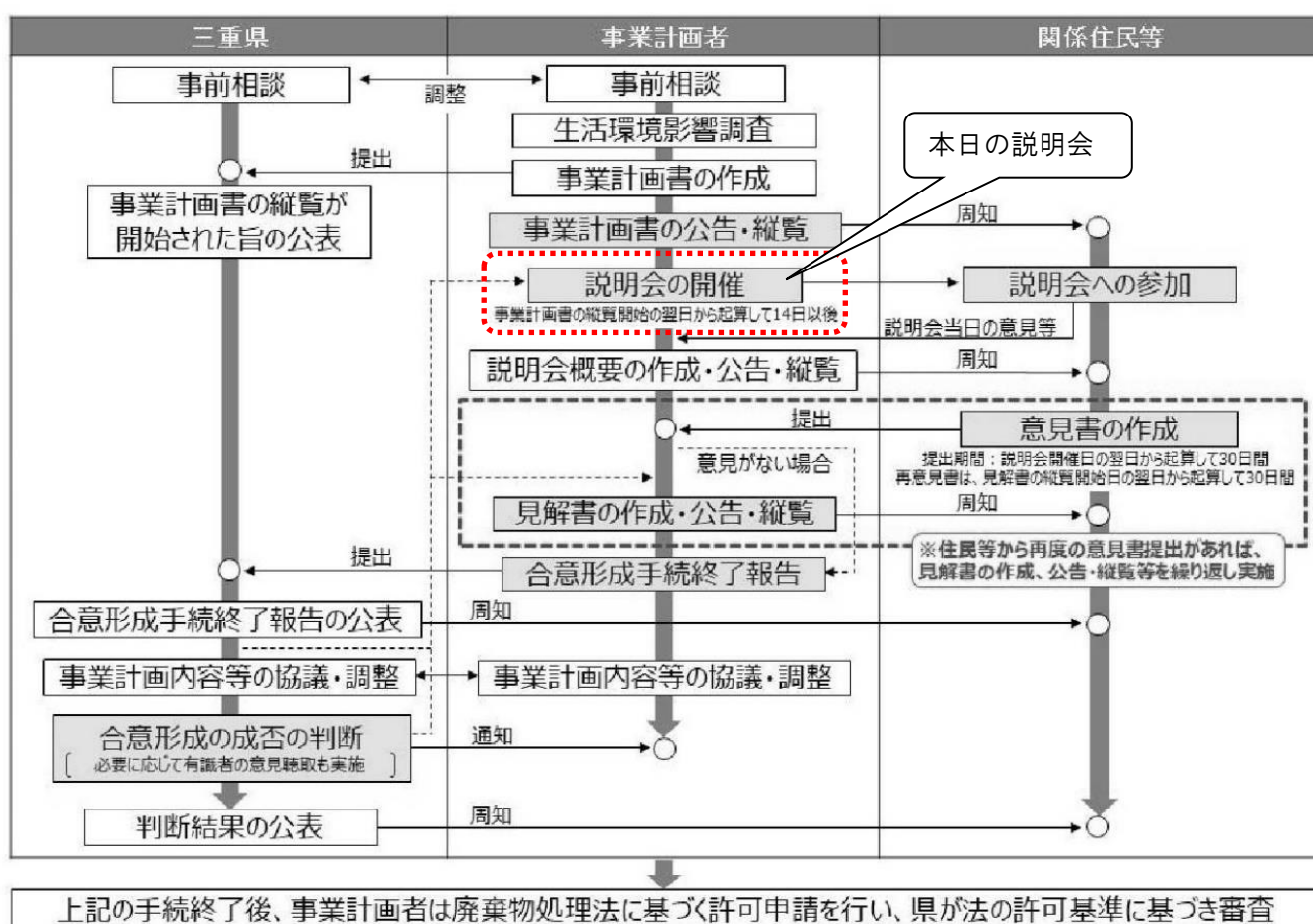
令和 6 年 7 月

伊賀環境サービス株式会社

本日の説明会の位置づけ

産業廃棄物を処理する施設を新規に設置する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます）の第15条第1項に基づいて許可を受ける必要があります。許可申請の手続きは、下のフロー図に示すように、三重県と事前協議を行い、住民の皆様と合意形成を図りながら進めるよう定められています。

本日の説明会は、事業計画書（生活環境影響調査の結果を含む）の提出後に、その内容を関係住民の皆様にご説明するために実施するものです。



合意形成手続きに関するフロー（三重県産業廃棄物の適正な処理推進に関する条例）

1 事業計画の概要

●事業計画者：大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号

伊賀環境サービス株式会社

代表取締役 岸 田 昌 信

1-1 本件事業の社会的意義

近年、日本では循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化や廃棄物の適正処理に関する施策を推進し、サステナブル（持続可能）な社会を目指していく必要があります。

一方、一定の経済力は保持され、また、人々の生活水準は維持され、不要品（不用品）排出量は依然として高い水準にあり、リサイクルできない廃棄物を適正に処理する受け皿として、最終処分場は日本の産業発展や国土の保全のために必要不可欠な施設でもあります。

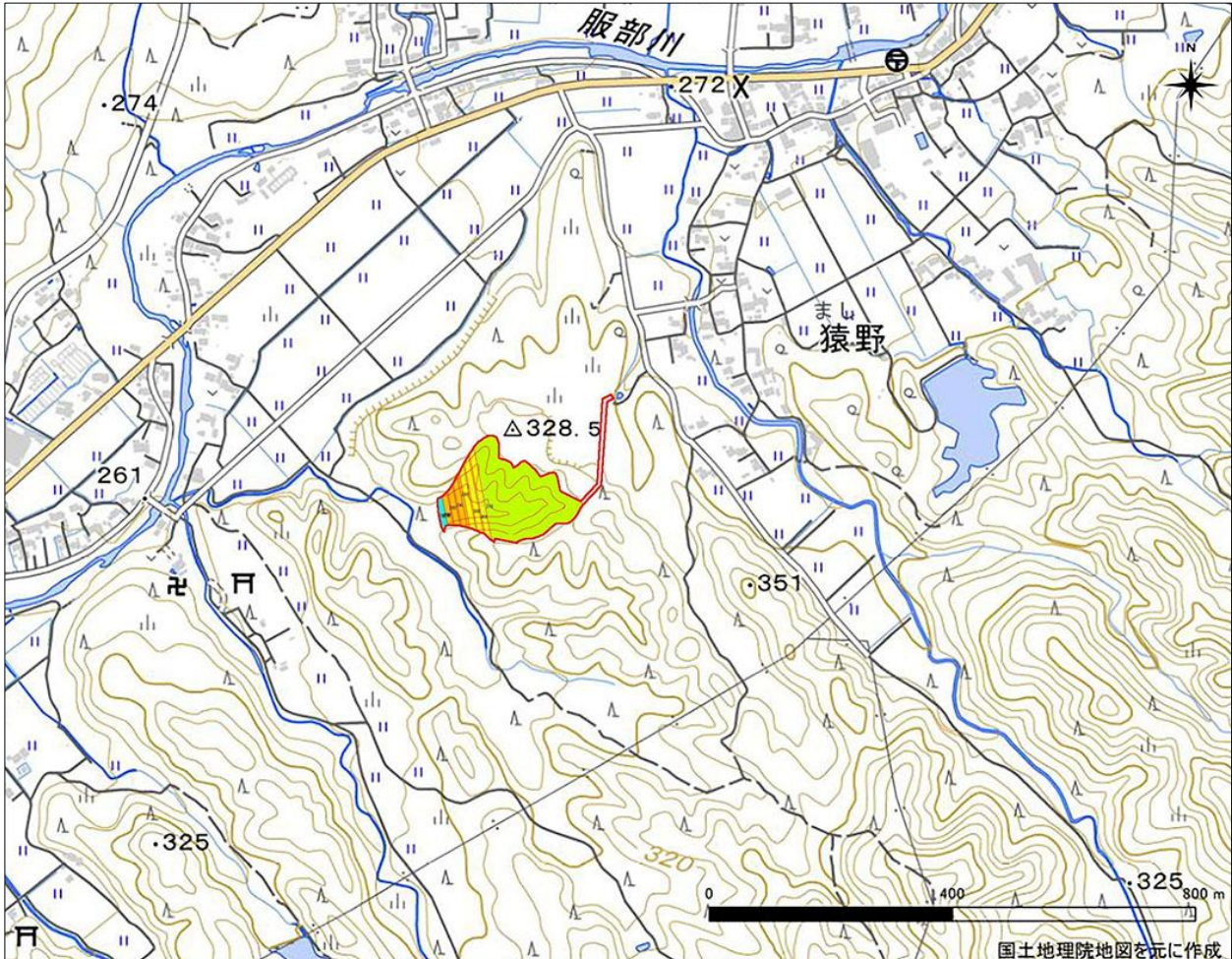
更に、近年頻発する大規模災害等に備えるための防災拠点施設として、本件事業計画は非常に有意義なものであると考えております。

本件事業では、豊かな自然との調和を図りながら、持続可能な適正処理を確保し、安全で信頼性の高い処理施設を整備・運営し、廃棄物の処理、リサイクルや環境保全の必要性について普及啓発（環境教育、環境学習の場として活用、廃棄物エネルギーや資源エネルギーの研究、開発や発展等）を行い、本事業が地域の共生が図られた事業となるよう、施設整備・運営をすることを目的とします。

よって、当社は、日本全体における産業の安定した経済活動を支えていくため、かつ、廃棄物処理の広域化を図るため、新たな産業廃棄物最終処分場を設置するための本事業計画を立案しました。

1-2 事業計画の概要

- (1) 産業廃棄物の処理施設の種類の種類：安定型産業廃棄物最終処分場
- (2) 産業廃棄物の処理施設の設置等の場所：三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆



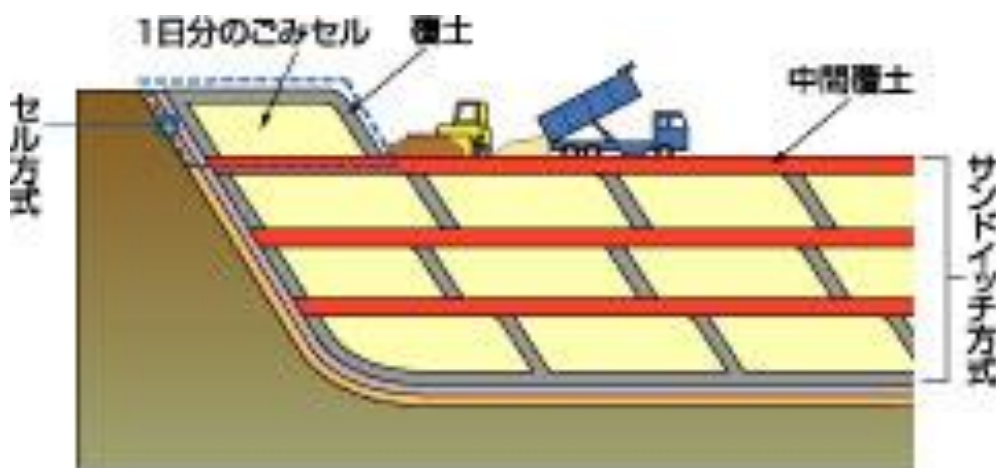
- (3) 産業廃棄物処理施設の処理能力等（埋立計画平面図：図面1）
 - ① 事業面積：24,917.85㎡
 - ② 埋立容量：251,055㎡（立法メートル）※覆土を含みます。
 - ③ 埋立量目安：約300㎡／日（8時間）
 - ④ 搬入台数等：1日あたり平均20台（最大30台） 4t車～10t車
- (4) 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類（安定型産業廃棄物※）

廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を含む。）／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む。）／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む。）

※安定型産業廃棄物とは、有害物質・有機物などの付着がなく、雨水などにさらされても変化を起こさない（容易に化学的変化を起こさない）廃棄物です。

(5) 埋立工法：セル&サンドイッチ方式

セル方式とは、1日に埋め立てた廃棄物をその日のうちに（法面も含めて）覆土する埋立方法です。また、サンドイッチ方式とは、覆土した廃棄物の上に廃棄物を積み重ね、更に覆土で積み重ねる（サンドする）埋立方法です。セル方式を採用することにより、廃棄物の飛散・流出を防止、悪臭の発生の防止にもなります（そもそも悪臭は発生しませんが予防のため）。



（図出典：栃木県 環境森林部 馬頭最終処分場ホームページ）

(6) 場内使用重機・車両：

バックホー（0.7 m³）3台程度、ダンプトラック（4 t）1台程度を使用します。埋立作業等においては低騒音型重機を使用し、搬入車両には、排出ガス対策型車両を使用します。

(7) 営業日数及び営業時間：

①年間284日（日・祝休業）

②搬入車通行時間 9：00～15：00

埋立作業時間 9：00～17：00

(8) 事業計画スケジュール※現時点における予定

①本件事業にかかる関係法令上の許認可（※）取得完了予定：2025年10月目途

（主な許認可手続）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、森林法、三重県自然環境保全条例、文化財保護法及び伊賀市水道水源保護条例等

②2025年11月 造成工事開始（約6ヶ月）

③2026年 8月 営業許可 ⇒ 埋立業務開始

④2031年 8月 埋立終了 ⇒ 産業廃棄物最終処分場閉鎖工事（約5年間）

⑤2033年 8月 産業廃棄物最終処分場閉鎖完了（埋立終了後から2年後を目途）

(9) 主要な施設（設備等）（施設配置図：図面 2、施設配置拡大図：図面 3）

①受付・事務所・車上検査場

関係法令・契約の遵守の徹底（許可品目・マニフェスト・計量・付着物・大きさ、廃棄物の臭気、石綿含有廃棄物の荷卸し前の破損等の各種確認作業）。

⇒これら、上記許可内容に合致しない場合、返車、返品します（絶対に埋立しません）。

②展開検査場（埋立場内に設置）

搬入された廃棄物は処分場に設けた展開検査場（埋立場所に隣接して設置）に積載物を下ろさせ、搬入書類（マニフェスト等）と照らし合わせるとともに、50cm程度の厚さに敷き均し、4名以上の展開検査員でさらに不適切な廃棄物が混入・付着がないか、また異臭の有無等进行检查します。

⇒許可品目外の廃棄物や契約廃棄物以外、あるいは不適と判断した廃棄物が混載、混入、付着していた場合は返品、返車します（埋立しません）。

③場内道路、タイヤ洗い場

④集排水施設（浸透水集排水管、雨水排水溝、調整池及び浸透水溜池）

下記(6)の②のとおり（雨水排水計画平面図：図面 4、防災暗渠排水計画図：図面 5）。

⑤地下水水質監視井戸

下記(6)の③のとおり（施設配置図：図面 2）

⑥水処理施設

下記(6)の⑥のとおり（施設配置拡大図：図面 2、水処理施設設計図：図面 6、図面 7）

(10) 最終処分場の構造（埋立構造）

①貯留堤（土堰堤）（埋立計画断面図：図面 8、図面 9）

廃棄物を安全に貯留するために土堰堤を設置。第 1 期及び第 2 期に分けて埋立を実施。

埋立廃棄物層内に水が滞留しないように集排水管を設置し、堰堤の小段に排水溝等を設置し、法面には種子吹付け等で早期緑化（堤体内へ雨水等の浸入防止）を実施します。

②集排水施設（施設配置拡大図：図面 2、雨水排水計画平面図：図面 4）

降雨時は、排水施設によって雨水を速やかに埋立地外へ排水（処分場全体の安定を保持）します。埋立地外の雨水は、事業用地内に流入させません（外周に設置した排水溝⇒既存水路⇒服部川）

③地下水水質監視井戸（施設配置図：図面 2）

埋立地周辺の 2 箇所に水質監視井戸を設置（埋立地の上流と下流の各 1 箇所）します。

④浸透水採取設備（施設配置拡大図：図面 3）

廃棄物層を通過した浸透水の水質検査は、埋立地内に多孔性の浸透水集水管を敷設し、その出口に浸透水溜池を設置します。浸透水溜池に浸透水観測場（ピット）を設置し、採水します。

⑤囲い、看板（施設配置図：図面 2）

埋立地の周囲には必要な場所に立入防止用フェンスを設置し、入口に最終処分場を表示する立て看板を設置し掲示します。

⑥水処理施設（施設配置拡大図：図面 2、水処理施設設計図：図面 6、図面 7）

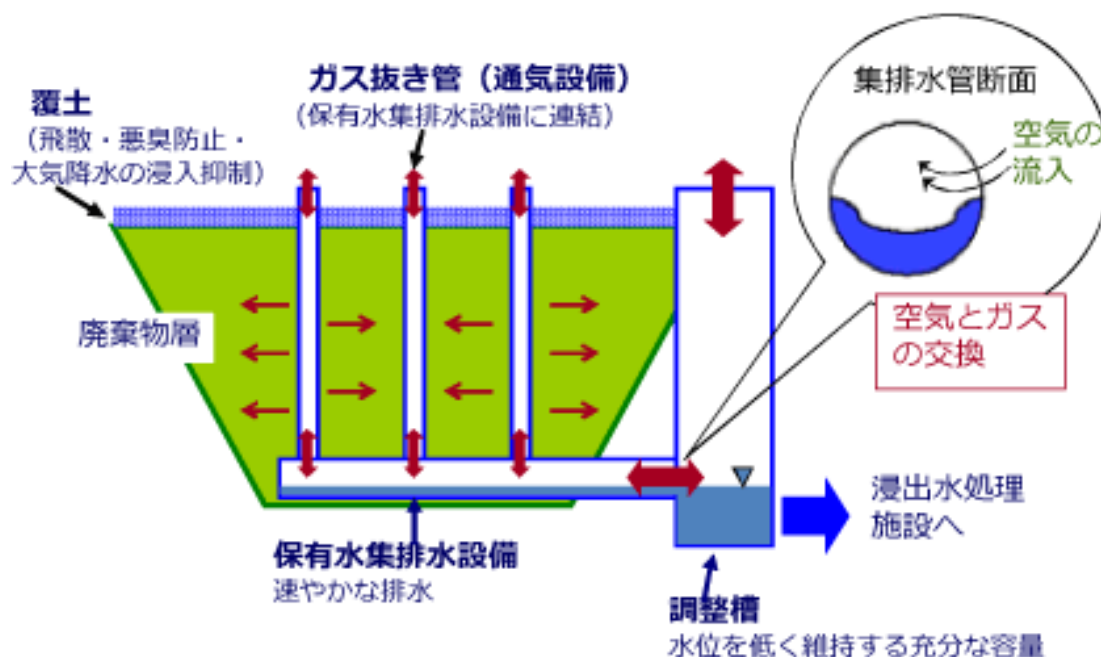
浸透水溜池に集水された浸透水は、水処理施設で処理した後、既存水路に放流し、最終は服部川へ流入します。

※上記①②の補足説明

埋立地の構造：準好気性埋立構造（埋立計画断面図：図面 8、図面 9）

準好気性埋立構造とは、埋立地内に縦横に張り巡らされた排水管により埋立地内部の水分を排除し、埋立地の中で発生したガス（安定型産業廃棄物最終処分場では通常ガスは発生しません
が予防のため）を大気中に逃がす管（ガス抜き管）から排水管の末端までが接続されて大気が自然に埋立地の中に侵入している構造です。

この構造にすることにより、埋立地内部に水やガスが溜まらないよう管理します。



（図出典：国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センターホームページ）

(11) 最終処分場の維持管理方法

①地下水等検査項目は、地下水観測井にて毎年 1 回測定し、記録します。

②安定型最終処分場の浸透水にかかる水質検査の基準は、1 ヶ月に 1 回測定し、記録します。

（水質検査項目及び水質基準は末尾添付別紙のとおりです※水色が地下水、黄色が浸透水の項目）。

③廃棄物は、展開検査後速やかに埋立を行い、廃棄物が飛散、流出しないよう覆土で十分締固めます。

④車上検査にて許可品目以外の混在、混入・付着がないか目視確認を徹底し、受入時の廃棄物の目視検査及び場内展開検査時に、臭いのある廃棄物は絶対に埋め立てしません。

⑤火災発生のおそれのある廃棄物は埋め立てしません。念のため消火器等の消火設備を設置します。

⑥事業地内及び周辺は、常時、清潔にします。害虫等の発生が懸念される廃棄物は埋め立てしません。

⑦埋立地の周囲には、立入禁止のフェンスを設置します。

⑧本事業用地入口に、最終処分場であることを表示する立札等を掲示します。

⑨擁壁等を定期的に点検し、防災対策を講じます。

⑩水質の悪化が認められる場合（浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果基準に適合していない場合、BOD・COD・SSの水質検査の結果、BODが20mg/l、CODが40mg/l、SSが25mg/lをいずれか1項目でも超えている場合）、処分場への搬入及び埋立処分を中止し、速やかに三重県、伊賀市及び関係地域連絡窓口に連絡した上で、当該原因の調査を実施し、生活環境の保全上必要な措置を講じます。

- ⑪埋立廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理の点検、検査その他の記録を作成し、廃止までの間保存します。
- ⑫残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、記録します。
- ⑬埋立処分の終了後、埋立処分地以外の用に供する場合は、土砂を厚さ50cm以上に敷き均し、覆土により開口部を閉鎖します。埋立地の範囲を明らかにすることができる設備等を設けます。
- ⑭埋立終了後の跡地は、覆いの損壊を防止するため、張芝および植栽等の措置を講じます。

(12) 搬入管理

最終処分場として安全に運営し、浸透水の汚染等を防止するために、搬入管理を確実に実行するために搬入管理マニュアルを作成し、搬入管理を徹底します。

①契約時の書類による事前管理

契約前に、廃棄物排出事業者の廃棄物の状況や取り扱い状況を把握し、許可品目外の混入・付着した廃棄物は受け入れられないことを明確に伝え、契約書に明記して契約します。

②車上検査、③展開検査

車上検査及び展開検査にて、許可品目外の廃棄物の混入・付着を徹底的に確認します。許可品目以外は受入れせず返品・返車する。業者に改善が見られない場合、契約を解除します。

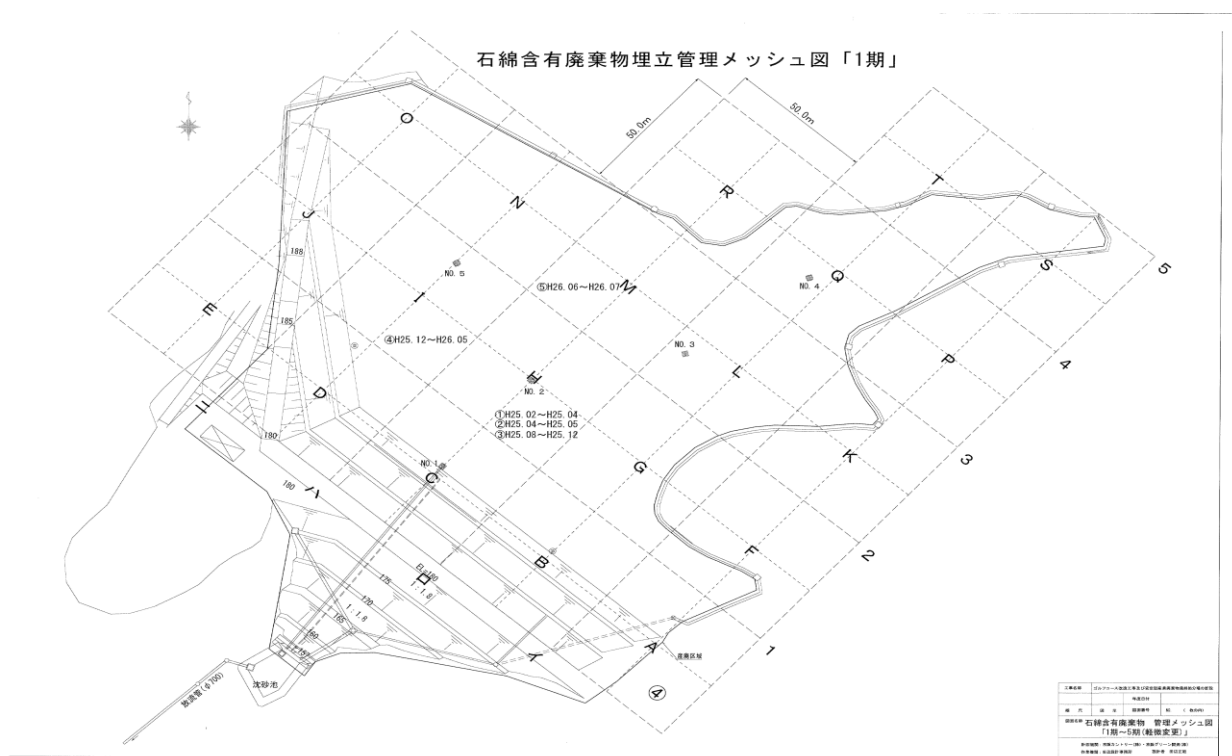
④石綿含有産業廃棄物

石綿含有廃棄物は、非飛散性の石綿含有廃棄物（スレート等の固形物※レベル3）のみを受入れます。契約書とマニフェストの整合および搬入管理を行い、石綿含有産業廃棄物埋立場所として明示し指定した場所に、「石綿含有産業廃棄物処理マニュアル」に従って適正に埋め立てする。

⑤データ管理

埋め立てた廃棄物は、埋立管理メッシュ図を用いてデータ管理し、処分場の廃止まで保管します。また、残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、記録します。

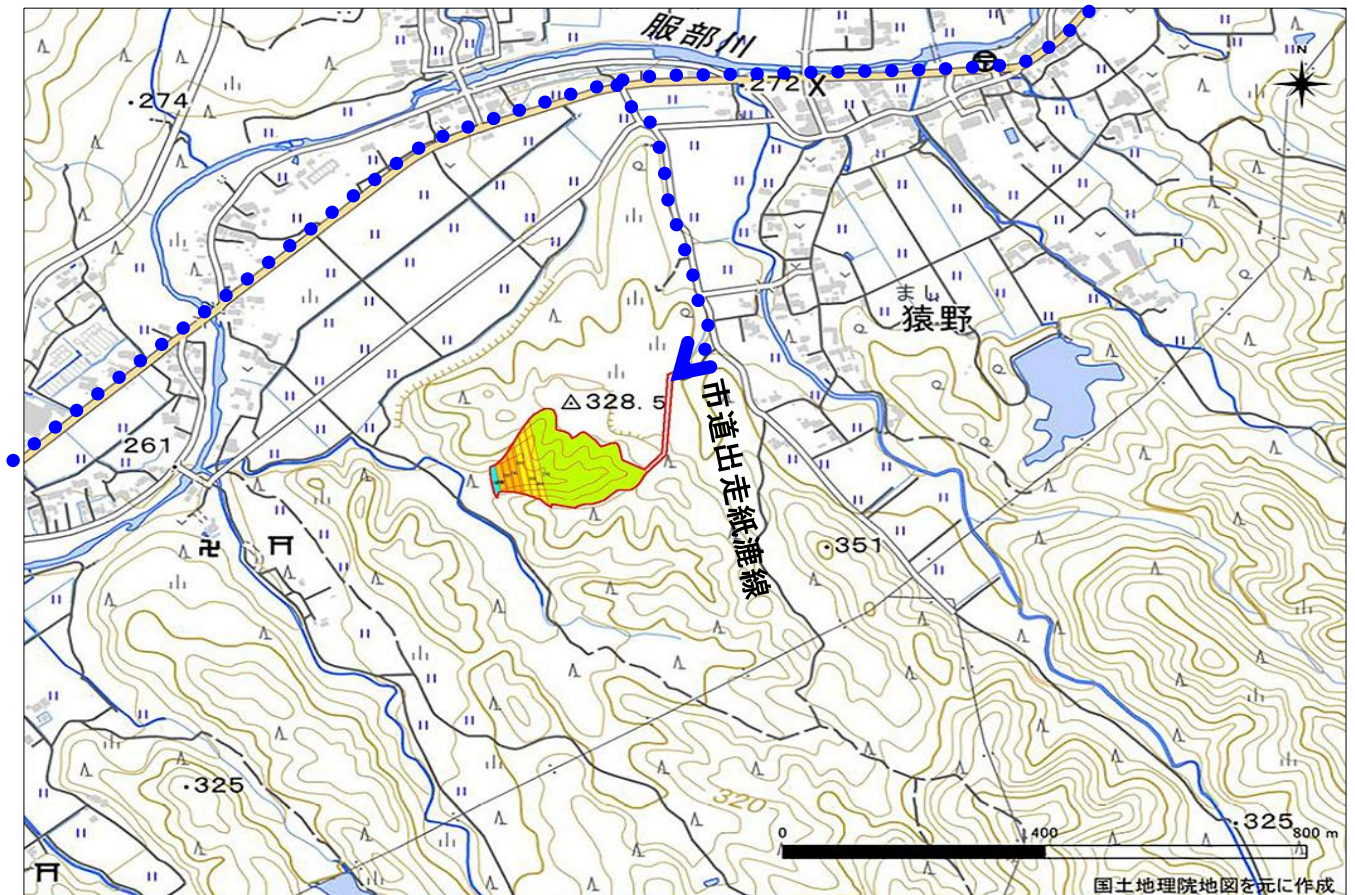
（埋立管理メッシュ図※参考）



(13) 交通計画

産業廃棄物の搬入車両の運搬経路は、専ら国道163号を利用し、市道5087号（出走紙漉※かみすき線）から進入道路（処分場専用道路）を経由して搬入します。※下記図面の青点線のとおり

搬入車両（ダンプトラック等）は積載量を遵守させ、進入路および場内の速度制限（20km/h以下）と待機時のアイドリング防止を運転者に周知徹底します。



別紙

放流水の水質および測定頻度等に関する調書					
項 目	設計計算上達成することができる放流水の水質	周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値	項 目	設計計算上達成することができる放流水の水質	周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値
アルキル水銀化合物 *1	不検出	不検出	ホウ素およびその化合物		
水銀およびその化合物 *1	0.0005以下	0.0005以下	フッ素およびその化合物		
カドミウムおよびその化合物 *1	0.003以下	0.003以下	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸		
鉛およびその化合物 *1	0.01以下	0.01以下	化合物、硝酸化合物		
有機リン化合物			水素イオン濃度 [-]		
六価クロム化合物 *1	0.02以下	0.02以下	生物化学的酸素要求量 *2	20以下	20以下
砒素およびその化合物 *1	0.01以下	0.01以下	化学的酸素要求量 *2	40以下	40以下
シアン化合物 *1	不検出	不検出	浮遊物質質量 *2	25以下	25以下
ポリ塩化ビフェニル *1	不検出	不検出	カルバシル抽出	鉍 油	
トリクロロエチレン *1	0.01以下	0.01以下	物質含有量	動植物性油脂	
テトラクロロエチレン *1	0.01以下	0.01以下	フェノール含有量		
ジクロロメタン *1	0.02以下	0.02以下	銅含有量		
四塩化炭素 *1	0.002以下	0.002以下	亜鉛含有量		
1,2-ジクロロエタン *1	0.004以下	0.004以下	溶解性鉄含有量		
1,1-ジクロロエチレン *1	0.1以下	0.1以下	溶解性マンガン含有量		
1,2-ジクロロエチレン *1	0.04以下	0.04以下	クロム含有量		
1,1,1-トリクロロエタン *1	1以下	1以下	セレンおよびその化合物 *1	0.01以下	0.01以下
1,1,2-トリクロロエタン *1	0.006以下	0.006以下	大腸菌群数 [個/ml]		
1,3-ジクロロプロペン *1	0.002以下	0.002以下	窒素含有量		
チウラム *1	0.006以下	0.006以下	磷含有量		
シマジシ *1	0.003以下	0.003以下	ダイオキシン類 [pg-TEQ/L]		
チオベンカルブ *1	0.02以下	0.02以下	1,4-ジオキサン *1	0.05以下	0.05以下
ベンゼン *1	0.01以下	0.01以下	クロロエチレン*1	0.002以下	0.002以下
放流水の水質の測定頻度			項 目	測 定 頻 度	
			地下水等検査項目	*1の項目は1年に1回	
			安定型最終処分場の浸透水に係る基準	*2の項目は1ヵ月に1回	
備 考					
1 各数値の単位については、表中に記載しているもの以外は mg/L とすること。					
2 排水口が複数あるときは、この様式例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。					

2 用語解説

●安定型産業廃棄物

有害物質や有機物などが付着しておらず、性状などが変化せず、安定した状態を維持できる産業廃棄物で、「廃プラスチック類」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず」「がれき類」の5品目を指します。また、飛散しない石綿含有廃棄物（レベル3に限る）も安定型産業廃棄物として埋め立てすることが可能です。つまり、埋めても腐敗・溶出・分解の恐れがなく、地下水が汚染されたり、ガスが発生したりしないため、生活環境に悪影響を与えにくい廃棄物といえます。

●環境基準

環境基本法に基づいて定められた「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」です。国や地方自治体が公害防止対策を進める上での目標値にあたるもので、大気汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染、騒音について設定されています。

●健康項目

水質汚濁に係る環境基準は、健康項目と生活環境項目に分けて定められています。健康項目は特に有害性の強いもので、過去に健康被害を生じたことのある重金属類や有機塩素化合物などが含まれ、厳しい基準値が定められています。

●浮遊粒子状物質（S P M）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル。1 μm は千分の1mm）以下のものをいいます。微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、環境基準が定められています。

● mg/m^3

粉じんやS P Mの濃度の単位。空気1立方メートル中に浮遊している物質の量をミリグラムで表したものです。

●騒音レベル

騒音計で計った音の大きさで、単位はdB（デシベル）。人間が感じる音の大きさを表す感覚的尺度です。

●振動レベル

振動レベル計で計った振動の大きさで、単位はdB（デシベル）です。

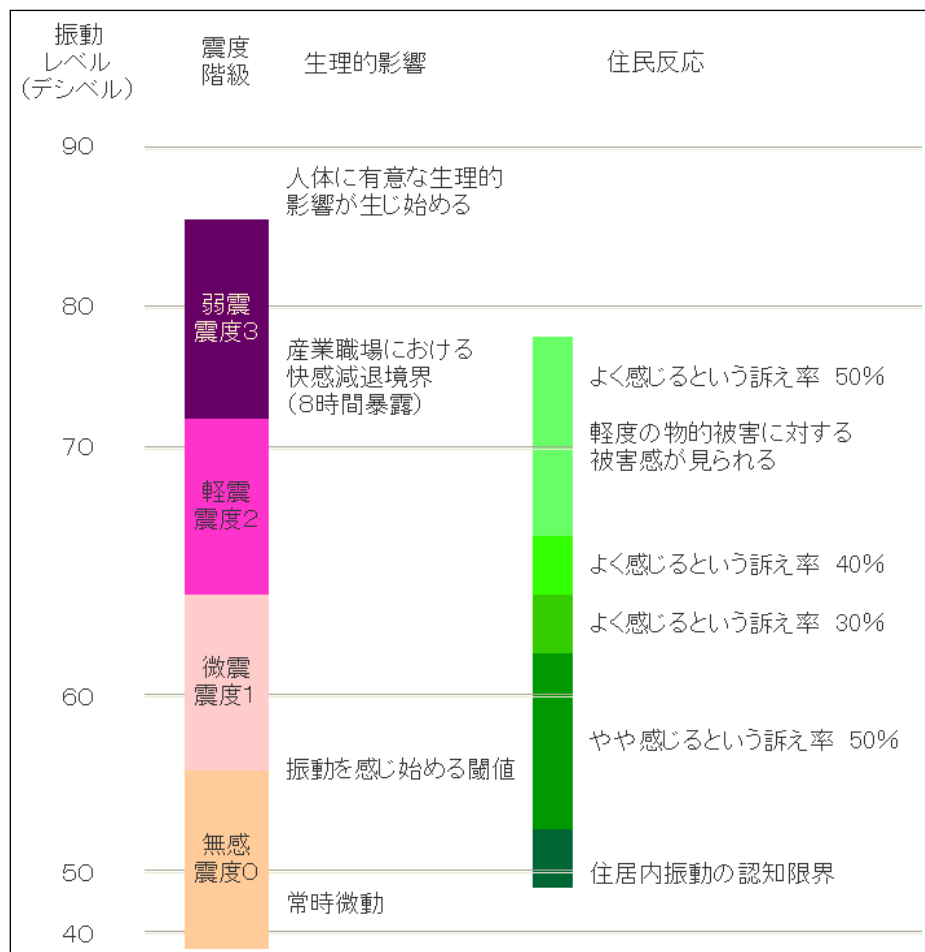
●等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

騒音レベルの表し方の一つ。変動する騒音の大きさを、それとエネルギー的に等しい定常音のレベルとして表したものです。騒音に係る環境基準では、一般環境騒音や道路交通騒音は等価騒音レベルで評価することになっています。

参考 騒音レベルの目安

分 類	騒音レベル (d B)	目 安
非常に 騒々しい	1 0 0	電車通行時のガード下
	9 0	ピアノ、ステレオ、騒々しい工場内、 大声の独唱、怒鳴る声
騒々しい	8 0	地下鉄電車内、バス車内、 交通量の多い道路、電話が聞こえないレベル
	7 0	騒々しい街頭、電話のベル音、 騒々しい事務所内
	6 0	静かな街頭、静かな乗用車内、 普通の会話の音声
静か	5 0	静かな事務所
		図書館、市内の深夜、昼間の静かな住宅地
非常に静か	4 0	深夜の郊外、夜の静かな住宅地

振動レベルの目安



● 80%レンジ上端値(L10)

不規則に変動する振動レベルを一定時間間隔で測定し、測定値を大きいものから順番に並べたときの上から10%の位置にある(100個の測定値なら上から10番目の)測定値をいいます。

振動規制法の規制基準などでは、不規則に変動する工場振動や道路交通振動はこの値で評価することになっています。

● 体感振動閾値(いきち)

人が感知できる振動レベルの最小値のことで、55dB(デシベル)程度といわれています。

● 地盤卓越振動数

道路を大型車が通行するときに周辺の地盤が最も大きく振動する振動数。道路交通振動の予測式に必要な定数です。

● BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の比較的分解されやすい有機物を、微生物が分解する時に消費される酸素の量。河川の水質を表す代表的な項目で、値が大きいほど水が汚れていることを示します。

● COD(化学的酸素要求量)

水中の比較的分解されやすい有機物を、酸化剤によって分解する時に消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。湖や海の水質を表す代表的な項目です。

● SS(浮遊物質)

水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質の量で、水の濁りを表す項目です。

● mg/L

水1リットル中に溶解または浮遊している物質をミリグラムで表したもの。水質の濃度の単位としてもっともよく使われます。

● 75%値(非超過確率75%値)

変動する水質を代表する値の一つで、測定値を大きさの順に並べたときに下から75%(100個の測定値なら下から75番目)にあたる値。河川のBODが環境基準に適合するかどうかは、75%値(年間12個の測定値なら下から9番目の値)で評価することになっています。

3 生活環境影響調査結果について

3-1 調査項目の選定

最終処分場の設置・稼働が周辺地域へ及ぼす影響を把握するために、生活環境影響調査を行いました。調査項目は、環境省の「廃棄物処理施設生活影響調査指針」（以下、「環境省指針」といいます）に従って、大気汚染（粉じん）、水質汚濁、騒音および振動の4項目としました。

表1：本事業の実施に係る環境影響要因と環境影響調査項目

調査事項	環境影響調査項目	環境影響要因	浸透水の排出	施設の存在	埋立工事	廃棄物運搬車両の走行
大気汚染	粉じん（石綿含有廃棄物含む）				○	
	二酸化窒素および浮遊粒子状物質					
水質汚濁	BOD、COD、SS		○			
地下水	地下水の水位、流動の状況					
騒音	騒音レベル				○	○
振動	振動レベル				○	○

○：影響が想定される項目

表1で調査を行わないとした項目とその理由は以下のとおりです。

大気汚染 （運搬車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質影響）

施設の稼働に伴って発生する廃棄物運搬車両の交通量は、中・大型車が1日当たり最大30台（往復60台）程度で、通行経路となる国道163号の平日昼間の12時間交通量（大型車232台、小型車1568台、合計1800台：伊賀市下阿波、令和3年度道路交通センサス）と比べてはるかに少なく、大気汚染物質の発生源としても十分小さいため、自動車排ガスによる影響は小さいと考えられます。

ただし、国道163号と進入道路の間の市道出走紙漉線については、民家に面する上、現況の交通量がほとんどなく、交通量の変化が小さいとはいえないため、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音・振動を生活環境影響調査項目としました。

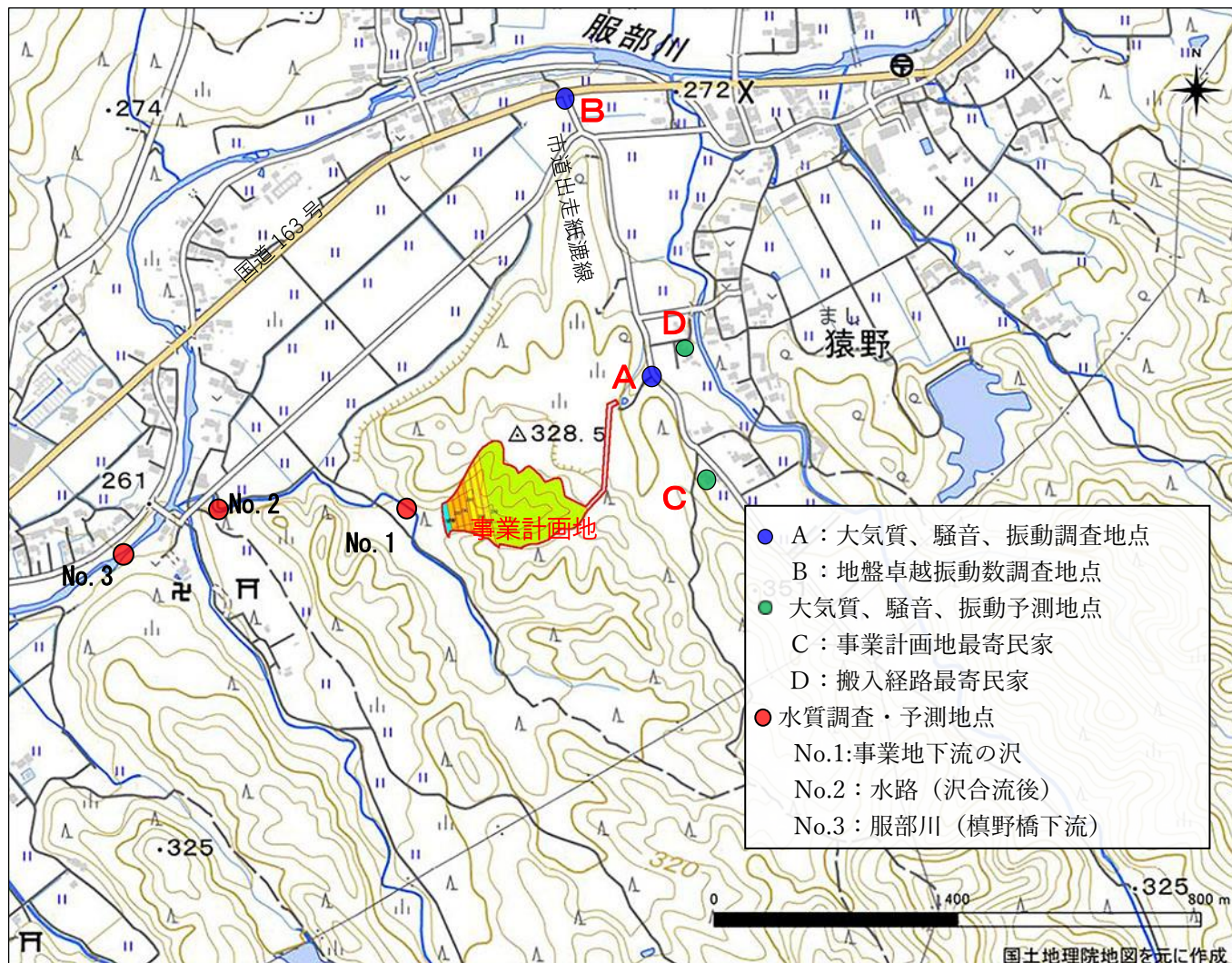
地下水 （施設の存在による地下水の水位、流動の状況）

事業計画地を含む服部川支流の流域の面積は約55万㎡で、それに対して計画地内の埋立区域（土堰堤を含む）の面積は約2万㎡です。埋立区域が流域に占める割合は約4%であり、施設の存在が下流地域の地下水位等に影響を及ぼす可能性は小さいと考えられます。なお、事業計画地と服部川の間に、事業計画地を涵養域（かんよういき）とする地下水を利用する施設等はありません。

3-2 現況把握

まず、大気質、騒音、振動及び水質の現況について、下図の各地点（A、B、C及びDの地点、水質検査はNo.1～3の地点）で調査を行いました。

調査・予測地点位置図



●大気質

○大気汚染に係る環境基準：

浮遊粒子状物質（SPM）の基準値：1時間値 0.2 mg/m^3 、1日平均値 0.1 mg/m^3

○A地点（事業計画地最寄集落の集落端）における「粉じん濃度」の調査結果は

$0.025\sim0.031\text{ mg/m}^3$ でした。

（現況評価）環境基準より下回っています。

●騒音

○（参考）騒音に係る環境基準のA地域の基準：昼間55dB以下

（※予定地周辺の集落には、地域の類型指定はなされていません）

○A地点（事業計画地最寄集落の集落端）における「等価騒音レベル」は39～42dBでした。

（現況評価）参考としてA類型の環境基準より下回っています。

●振動

○人が振動を感じる最低の振動レベル（振動体感閾値）は55dB程度

○A地点（事業計画地最寄集落の集落端）における「振動レベル」は瞬間最大値でも36dBでした。

（現況評価）身体に感じられるほどの振動はまったく発生していません。

●水質

○服部川全域の環境基準値（A類型）

①BOD（生物化学的酸素要求量）・・・2.0mg/L

②COD（化学的酸素要求量）・・・・・・基準値なし

③SS（浮遊物質）・・・・・・25.0mg/L

○現況の水質検査結果

①No. 1：BOD（生物化学的酸素要求量）・・・平均0.6mg/L

No. 2：BOD（生物化学的酸素要求量）・・・平均0.9mg/L

No. 3：BOD（生物化学的酸素要求量）・・・平均1.0mg/L

（現況評価）いずれの地点でも平均で環境基準値を下回っています（清浄な水質）。

②No. 1：COD（化学的酸素要求量）・・・平均4.1mg/L

No. 2：COD（化学的酸素要求量）・・・平均4.2mg/L

No. 3：COD（化学的酸素要求量）・・・平均2.9mg/L

（現況評価）いずれの地点でも、環境省の生活環境の保全に関する環境基準の目安として、「少し汚れている。3mg/L以下ならサケやアユが住める。」という水質の評価です。

③No. 1：SS（浮遊物質）・・・1未満～6mg/L

No. 2：SS（浮遊物質）・・・1未満～4mg/L

No. 3：SS（浮遊物質）・・・1未満～2mg/L

（現況評価）いずれの地点でも環境基準値を下回っています。

上記の調査結果を次のページに取りまとめましたので、ご確認ください。

現地調査結果表

調査項目		調査日、時間	調査地点	調査結果
大気質	粉じん (S P M)	令和4年4月20日 9：00～17：00 (1時間値を集計)	A	0.025～0.031 mg/m ³ (平均0.028 mg/m ³)
騒音	騒音 レベル			等価騒音レベル (L _{Aeq, 1hr}) 39～42dB (平均 41 d B) 最大値 (L _{Amax}) 66dB
振動	振動 レベル			80%レンジ上端値 (L _{10, 1h}) _r 11～14dB 最大値 (L _{max}) 36dB
地盤卓越振動数		令和4年4月20日 大型車走行時36回測定	B	25～50Hz 平均33.3Hz
水質	B O D	(調査日※年4回) 秋季:令和4年10月13日 冬季:令和5年1月31日 春季:令和5年4月24日 夏季:令和5年7月28日	No. 1	0.5～0.8 mg/L 平均 0.6mg/L
			No. 2	0.7～1.1 mg/L 平均 0.9mg/L
			No. 3	0.6～1.3 mg/L 平均 1.0mg/L
	C O D		No. 1	3.1～4.9 mg/L 平均 4.1mg/L
			No. 2	2.6～6.2 mg/L 平均 4.2mg/L
			No. 3	2.2～3.5 mg/L 平均 2.9mg/L
	S S		No. 1	1未満～6 mg/L
			No. 2	1未満～4 mg/L
			No. 3	1未満～2 mg/L
	流量		No. 1	0.002～0.007 m ³ /s 平均 0.003 m ³ /s
			No. 2	0.004～0.015 m ³ /s 平均 0.009 m ³ /s
			No. 3	0.28 ～1.06 m ³ /s 平均 0.57 m ³ /s

※調査項目やその他の専門用語については10、12ページの用語解説をご参照ください。

3-3 本件事業が周辺地域に及ぼす影響の予測およびその評価

(1) 粉じんの影響予測と評価結果

(各種使用データと予測条件)

- a 現況調査結果データ
- b 影響予測地点はC地点としました。
- c 粉じんの発生源は場内でバックホーとダンプを使用すると仮定し、場内中央部を発生源としました。
- d 粉じんの排出量は既存の各種文献等から「堆積場の屋外無処理」による値を採用し、かつ、本件事業計画における1日あたりの処理量から算出しました。
- e 気象条件は、代表風速を設定しました。

(影響評価結果)

○生活環境保全水準（大気汚染に係る環境基準：SPM）

1時間値の1日平均値が0.1mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m³以下

○本件事業による環境影響評価結果

本件事業に伴う粉じんによる影響の予測結果計算表（1時間値）

予測地点	発生源からの距離(m)	寄与濃度※ (mg/m ³)	バックグラウンド濃度 (mg/m ³)	将来予測濃度 (mg/m ³)
C地点	300	0.039	0.031	0.070

※寄与濃度とは、本件事業によって発生する大気汚染物質濃度

<評価結果>

将来予測濃度（C地点） 生活環境保全水準（大気汚染に係る環境基準：SPM）

0.070mg/m³ < 1時間値の1日平均値0.1mg/m³

0.070mg/m³ < 1時間値が0.2mg/m³

<結論>

本件事業を実施したとしても、事業に伴う粉じん濃度は環境基準（SPM）を下回る予測結果となり、生活環境に及ぼす影響は小さいと評価しました。

(2) 埋立作業に伴う騒音及び振動の影響予測と評価結果

(各種使用データと予測条件)

- a 現況調査結果（騒音：等価騒音レベル・振動：80％レンジ上端値）データ
- b 騒音及び振動の予測地点はC地点とし、事業用地中央部の発生源からC地点までの距離及びその敷地から1階の高さと2階の高さで評価しました。
- c 騒音の発生源は、バックホー3台分とダンプ1台分を想定し、その文献値を採用しました。
- d 振動の発生源は、バックホー3台分を想定し、その文献値を採用しました。

(影響評価結果)

○生活環境保全水準（騒音に係る環境基準※A類型を採用）

昼間、55dB以下

○本件事業（埋立作業）に伴う環境影響評価結果

本件事業（埋立作業）に伴う騒音レベル予測結果表

予測地点		寄与レベル (dB)	暗騒音 (dB)	予測値 (dB)
C地点	1階	44	41	46
	2階	44		46

※寄与レベルとは、本件事業（埋立作業）によって発生する騒音レベル

※暗騒音とは、本件事業以外から発生している騒音

<評価結果>

騒音予測値（C地点）

生活環境保全水準（騒音に係る環境基準）

1階：46dB

< 55dB

2階：46dB

< 55dB

○生活環境保全水準（振動感覚閾値（いきち））

55dB程度

○本件事業（埋立作業）に伴う環境影響評価結果

本件事業（埋立作業）に伴う振動レベル予測結果表

予測地点	寄与レベル (dB)	暗振動 (dB)	予測値 (dB)
C地点	0未満	13	13

※寄与レベルとは、本件事業（埋立作業）によって発生する振動レベル

※暗振動とは、本件事業（埋立作業）以外から発生している振動

<評価結果>

振動予測値

生活環境保全水準（振動感覚閾値（いきち））

13dB

<

55dB程度

(3) 廃棄物運搬車両の通行に伴う騒音及び振動の影響予測と評価結果

(各種使用データと予測条件)

- a 騒音レベルの予測式は、日本音響学会による「道路交通騒音の予測モデル A S J R T N - M o d e l 2 0 1 8」を採用しました。
- b 現況調査結果（騒音：等価騒音レベル・振動：80%レンジ上端値・地盤卓越振動数）データ
- c ここでの騒音及び振動の予測地点はD地点（車両が通行する最寄民家）とし、本件事業計画に基づく最大通行量（往復60台）及び通行時間帯、大型車両の時速20Kmでの通行等を考慮し、搬入道路各地点からD地点までの距離及びその敷地から1階の高さと2階の高さで評価しました。
- d 念のため、道路敷地境界での評価も行いました。

(影響評価結果)

○生活環境保全水準（騒音に係る環境基準※A類型を採用）

昼間、55dB以下

○本件事業（廃棄物運搬車両通行）に伴う環境影響評価結果

本件事業（廃棄物運搬車両通行）に伴う騒音レベル予測結果表

予測地点		寄与レベル (dB)	暗騒音 (dB)	予測値 (dB)
D地点	1階	38	39～42	39～44
	2階	38		39～44

※寄与レベルとは、本件事業（廃棄物運搬車両通行）によって発生する騒音レベル
ただし、予測値では車両が通行しない時間帯も考慮している。

※暗騒音とは、本件事業（廃棄物運搬車両通行）以外から発生している騒音

<評価結果>

騒音予測値（D地点）

1階：39～44dB

2階：39～44dB

生活環境保全水準（騒音に係る環境基準）

< 55dB

< 55dB

※参考（道路敷地境界）

1階：39～51dB

2階：39～50dB

< 55dB

< 55dB

○生活環境保全水準（振動感覚閾値（いきち））

55dB程度

本件事業（廃棄物運搬車両通行）に伴う振動レベル予測結果表

予測地点	寄与レベル (dB)	暗振動 (dB)	予測値 (dB)
D地点	33	11～14	11～33

※寄与レベルとは、本件事業（廃棄物運搬車両通行）によって発生する騒音レベル
ただし、予測値では車両が通行しない時間帯も考慮している。

※暗振動とは、本件事業（廃棄物運搬車両通行）以外から発生している振動

<評価結果>

振動予測値		生活環境保全水準（振動感覚閾値（いきち））
11～33dB	<	55dB程度

※参考（道路敷地境界）

11～35dB	<	55dB程度
---------	---	--------

<結論>

本件事業を実施したとしても、埋立作業に伴う騒音・振動及び廃棄物運搬車両の通行に伴う騒音・振動に関し、いずれも生活環境保全水準を下回る予測結果となり、生活環境に及ぼす影響は軽微なものであると評価しました。

<その他、配慮事項>

しかしながら、廃棄物運搬車両の通行に伴う騒音・振動については、通行経路となる市道出走紙漕線の幅員が狭く、地元車両以外の通行がほとんどない道路であることを考慮して、事業計画者として、運転者に対し、「運搬車両の運行の際、過積載を避け法定速度を遵守することは当然として、市道出走紙漕線を通行する際には地元車両の通行を優先とし、低速走行及び細心の注意をもって安全運転を心がけること。」等の指導を徹底し、配慮致します。

(4) 水質の影響予測と評価結果

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）に則した予測と評価＞

（各種使用データと予測条件）

- a 三重県の環境白書最新版（令和４年度三重県サステナビリティレポート）によるBOD（生物化学的酸素要求量）の測定結果
- b 現況調査結果データ（１６ページの現地調査結果表ご参照）
- c 浸透水の水質予測は、デイリー社グループが滋賀県大津市で運営している最終処分場における過去１０年間の浸透水の水質（毎月１回）の頻度分布に基づき、平均値より安全側の値として非超過確率７５％値（BOD：６．０mg/L、COD：１４mg/L、SS：５mg/L）を採用しました。
- d 本件事業によって想定される浸透水の水質・流量と現況調査結果に基づく水質・流量を用いて、完全混合方式によって結果を予測しました。

（影響評価結果）

○安定型最終処分場の水質検査基準（地下水等検査項目）

	項 目	基 準 値
生活環境項目	生物化学的酸素要求量（BOD）または、 化学的酸素要求量（COD）	BOD 20mg/L 以下
		COD 40mg/L 以下
健康項目	アルキル水銀	検出されないこと
	総水銀	0.0005mg/L 以下
	カドミウム	0.003mg/L 以下
	鉛	0.01mg/L 以下
	六価クロム	0.05mg/L 以下
	砒素	0.01mg/L 以下
	全シアン	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下
	シマジン	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	0.01mg/L 以下
	セレン	0.01mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
	クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
備考「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。		

○水質汚濁に係る環境基準（河川A類型※服部川）

水質汚濁に係る環境基準（河川A類型）

項目	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)
基準値	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下

※河川の環境水質基準においてCOD（化学的酸素要求量）の基準値はない。

○本件事業による水質予測結果

<地点 No. 1>		秋季	冬季	春季	夏季	平均
BOD (mg/L)	現況	0.5	0.8	0.6	0.6	0.6
	予測	0.7	1.0	0.9	0.8	0.9
COD (mg/L)	現況	4.1	3.3	4.1	4.9	4.1
	予測	4.5	3.8	4.6	5.3	4.5
SS (mg/L)	現況	6	1	1	1	2
	予測	6	1	1	1	2
<地点 No. 2>		秋季	冬季	春季	夏季	平均
BOD (mg/L)	現況	0.7	1.0	0.8	1.1	0.9
	予測	0.9	1.1	0.9	1.1	1.0
COD (mg/L)	現況	3.4	2.6	4.6	6.2	4.2
	予測	3.7	2.9	4.7	6.3	4.4
SS (mg/L)	現況	2	1	1	4	2
	予測	2	1	1	4	2
<地点 No. 3>		秋季	冬季	春季	夏季	平均
BOD (mg/L)	現況	0.5	0.8	0.6	0.6	0.6
	予測	0.5	0.8	0.6	0.6	0.6
	(服部川全域) 環境基準値 (A類型) : 2 mg/L 以下					
COD (mg/L)	現況	2.2	2.9	2.9	3.5	2.9
	予測	2.2	2.9	2.9	3.5	2.9
SS (mg/L)	現況	1	1	1	2	1
	予測	1	1	1	2	1
	(服部川全域) 環境基準値 (A類型) : 25 mg/L 以下					

<結論>

本件事業を実施したとしても、予測結果は上表のとおりで、地点 No. 1 と地点 No. 2 は流量が少ないため、一定程度の濃度の上昇は避けられませんが、服部川(地点 No. 3)の水質は、BOD、COD、SSとも現況とほとんど変化はなく、BODとSSはA類型の環境基準値を下回ると予測されました。

したがって、浸透水の排出が河川水質に及ぼす影響は生活環境保全水準を満足し、生活環境に及ぼす影響は小さいと評価されました。

<伊賀市水道水源保護条例に基づく服部川への影響の検討結果>

水道法第4条の規定に基づく水質基準（全51項目）

○水質基準項目と基準値（健康関連項目）

項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
大腸菌	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下
クロロホルム	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
臭素酸	0.01mg/L以下
総トリハロメタン	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
ブロモホルム	0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下

○水質基準項目と基準値（生活支障関連項目）

項目	基準
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下
銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
塩化物イオン	200mg/L 以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下
蒸発残留物	500mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下
有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/L 以下
pH値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

（令和2年4月1日施行）

（検討結果）

本件事業において、埋め立てる廃棄物は安定型産業廃棄物であり、前述のとおり、安定型産業廃棄物とは、有害物質・有機物などの付着がなく、雨水などにさらされても変化を起こさない（容易に化学的変化を起こさない）廃棄物であり、かつ、事業地からの浸透水等の流入量は少ないことから、服部川へ事業地の浸透水等が流入しても、服部川の水質に著しい影響を与えることは想定されません。

しかしながら、本件事業においては、事業用地近隣の地域住民の皆様及び服部川下流の住民の皆様へ本件事業における不安をできる限り軽減するための配慮として、安定型産業廃棄物最終処分場では設置義務はありませんが、水処理施設を設置することとしました。

今後、水処理施設の性能、規模及び設計等に関し、伊賀市水道水源保護条例に基づく審議会からご意見等をいただき、伊賀市上下水道部と協議の上、本件事業を進めて参ります。

(5) 地盤の安定性（安定計算結果）について

（検討条件）

埋立地内の地盤については土木学会論文集（地圏工学）

19現場、29箇所での現場力学試験結果

10cm以下のプラスチック有りのデータにて検討する。

●土堰堤については、礫混じり砂（現地土砂利用）

・内部摩擦角（ Φ ） 38.0° ・粘着力： 15.0 kN/m^2

・単位体積重量 19.0 kN/m^3

●安定型産業廃棄物

・内部摩擦角（ Φ ）； 49.0° ・単位体積重量； 16.4 kN/m^3

・粘着力： 26.0 kN/m^2 ・地下水設定値（満水時にて検討）

（検討結果）

(1) 解析方法 円弧滑りの安全率（無筋補強時の検討）

(2) 解析条件 常時、地震時、水位満水時（※）

※通常、処分場内の水位が満水になることはあり得ない（排水機能があるため）が、その条件下でも安全率を検討した。

なお、以下の必要安全率を超える数値結果があれば、安全であることが確認できる。

ケース1：常時 必要安全率 1.500

ケース2：地震時 必要安全率 1.000

ケース3：水位満水時 必要安全率 1.200

ケース	設計項目	最小安全率	必要安全率	判定
1	常時	2.639	1.500	安全
2	地震時	1.677	1.000	安全
3	水位満水時	2.037	1.200	安全

<影響の分析結果※本件事業における地盤の安定性>

施設（地盤）の安全性について、解析の結果円弧滑りの安全性率は、常時、地震時、水位満水時の必要安全率を満たしている（最小安全率の方が高い数値になっている＝安全基準を上回っている）したがって、環境保全上、本件事業にかかる地盤について安定していると評価することができる。

(6) 専門家（有識者）による予測及び評価の検証

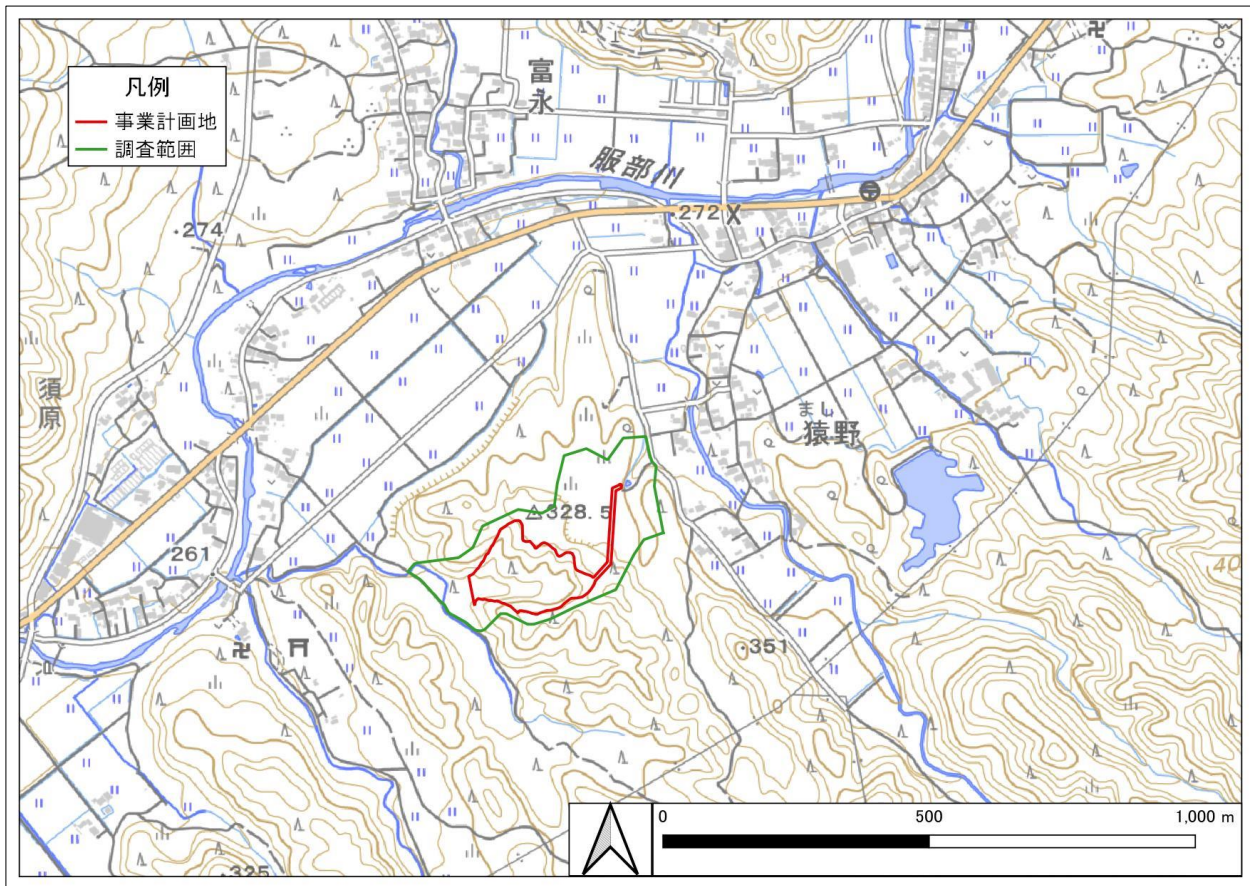
当社が実施した生活環境影響評価にかかる結果等に関し、廃掃法では以下の規定があることから、専門家によって検証され、本件事業実施について問題ないか確認していただく機会がございます。
※三重県における同条例手続上においても、専門家から意見を聴取される場合もあります。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の二、第3項

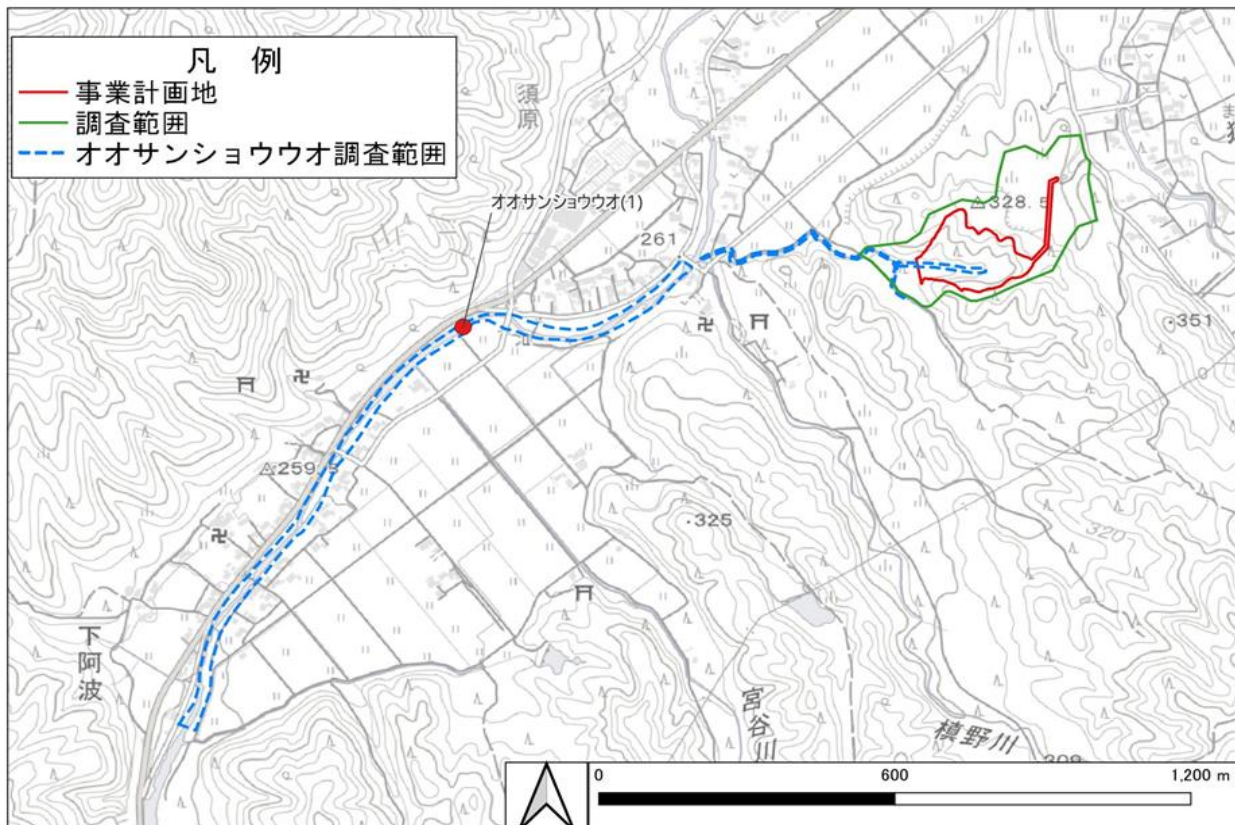
3 都道府県知事は、前条第一項の許可（産業廃棄物処理施設の設置許可）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項（周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること）について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

(7) 希少野生動植物種の現地確認調査結果と対応（保護対策）について

①事業用地範囲（赤枠）及び野生動植物調査範囲（緑枠内）



②オオサンショウウオ調査範囲



○調査結果及び保護対策

現地確認調査の結果、事業計画地およびその周辺において、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種や三重県自然環境保全条例に基づく三重県指定希少野生動植物種の生息・生育は確認されなかったが、三重県レッドデータブック掲載種など、多くの重要種が確認された。

それらの重要種のうち、本件事業による影響が大きいと評価された種および大きな影響はないものの注意・配慮が必要と判断された種に対して、以下のとおり保護対策を実施します。

○希少野生動植物種の保護対策一覧

区分	内容	対象種
植 物 種 の移植	改変区域内または改変区域に隣接する地点で生育が確認された希少植物種を、残置森林（または周辺のデイリー社グループ所有する森林）内の適地に移植する。	エビネ クロヤツシロラン ヒトツボクロ
動 物 種 の移設	改変区域内の溜池で確認された水生昆虫類を、改変区域外の湿地へ移設する。	オオアメンボ オオコオイムシ (スジヒラタガムシ) (ガムシ)
土 砂 流 出 防 止 その他	事業計画地の雨水排水放流先である服部川に対する濁水等の流出の影響を可能な限り低減するため、以下の対策を確実に実行する。 ・土工事に先行して仮設調整池や沈砂池を設置し、土砂流出を防止する。 ・工事に伴い出現する裸地・法面は、種子吹付やシート等により保護する。 ・調整池や沈砂池は適宜、堆砂の除去を行い、沈砂機能を確保する。 ・有害物質を含む廃棄物を受け入れることのないように、搬入管理を徹底する。	オオサンショウウオ ムカシトンボ スナヤツメ類 ズナガニゴイ ドジョウ アジメドジョウ
	・進入道路の工事に際しては、多くの希少水生昆虫が生息する事業計画地北東の湿地方面に濁水が流出することのないように、十分配慮して施工する。	モートンイトトンボ、アキアカネ、 オオアメンボ、コオイムシ、 オオコオイムシ、イワタシギクサアブ、 クロゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、 オニギリマルケシゲンゴロウ、 ケシゲンゴロウ、ミズスマシ、 マダラコガシラミズムシ、 チュウブホソガムシ、スジヒラタガムシ、 コガムシ

本件事業実施による総合評価

安定型産業廃棄物最終処分場を計画するにあたり、影響が想定される大気質（粉じん）、騒音・振動、水質の各項目について予測・評価した結果、事業による影響はいずれも生活環境保全水準を満足すると評価されました。

したがって、本事業が地域の生活環境に及ぼす影響は著しいものではなく、環境を適正な水準に維持することができると考えられます。

なお、本施設の設置後、将来にわたって周辺地域の生活環境保全に万全を期すため、地下水等の水質監視など法に定められた施設の維持管理、廃棄物の搬入管理を確実に実施し、搬入車両の通行時の地元車両優先・低速走行等の配慮を徹底します。

意見書の提出

本事業計画に関して、周辺地域の生活環境保持の見地からご意見のある方は、事業計画者に意見書を提出することができます。

意見書の様式をご用意しておりますので、そちらご使用ください（条例上の必要記載事項の規定がございます。）

（郵送の場合）

提出先：〒578-0944 大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号

伊賀環境サービス株式会社 事務局宛（担当：大城広文）

提出期限：令和6年8月12日（月）必着

（メールの場合）

info@iga-envsrv.co.jp

上記アドレス宛に意見書を送信してください。

（見解書の提出）

関係住民の皆様から意見書の提出があった場合、弊社は、意見書提出期限から14日以内に見解書を作成し、上記事業計画書の縦覧方法と同様の方法により、これを縦覧に供します。また、弊社が見解書の縦覧を開始する場合、縦覧開始予定日の3日前までに、弊社ホームページで告知させていただくとともに、各自治協議会の事務局様あてにご連絡致します。

意見書提出者様からの意見の内容が重複している場合、弊社は、包括して見解書を作成させていただく場合がございます。

（再意見書の提出）

関係住民の皆様は、弊社が見解書の縦覧を開始した日の翌日から起算して30日を経過する日までに、弊社の見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出することができます。なお、再意見書の提出期限は、見解書の縦覧と同時にご案内させていただきます。

なお、再意見書の提出方法は上記※1及び※2の方法と同様の方法によります。

（再見解書の提出）

関係住民の皆様から再意見書の提出があった場合、弊社は、再意見書提出期限から14日以内に再見解書を作成し、上記事業計画書の縦覧方法と同様の方法により、これを縦覧に供します。また、弊社が再見解書の縦覧を開始する場合、縦覧開始予定日の3日前までに、弊社ホームページで告知させていただくとともに、各自治協議会の事務局様あてにご連絡致します。

弊社と関係住民の皆様との間における意見書及び見解書のやりとりは、以後、上記の方法と同様の方法によるものとします。

以上